

MY企業年金通信

区分	DB	DC	その他
内容	法令等	制度	運用 その他
必須ご対応 事項(※)	あり		なし

※事業主及び企業年金基金にてご対応いただく必要がある
題材が含まれている場合に「あり」と表示しています。

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴うDBへの影響① (脱退一時金相当額の移換可能対象者の拡大(DBからDC等))

< ※MY企業年金通信「No.2017-07」の詳細版① >

※当資料での略号

- ・確定給付企業年金＝DB、確定拠出年金＝DC、厚生年金基金＝厚年基金
- ・企業年金連合会＝企年連、国民年金基金連合会＝国基連
- ・確定給付企業年金法施行令＝DB令
- ・確定給付企業年金法施行規則＝DB規則
- ・通知「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」
(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号)＝承認認可通知
- ・通知「企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則について」
(平成17年7月5日年企発第0705001号)＝年金通算措置事務取扱準則

2018年6月

- ◆働き方の多様化(転職等)をふまえた、老後の年金確保等に向け、DC法が改正され、順次施行されました
- ◆これにより、DBで従来、一時金受給していた部分が、年金受給につなげ易くなりました

■DC法等の一部改正に伴うDBへの影響 (今回の資料は赤枠部分です)

根拠	内容	施行日	対応	概要	主な対応事項	記載ページ	
DC法等の一部を改正する法律(2016年6月3日公布)	脱退一時金相当額の移換可能対象者拡大	DB→DC等	2018年5月1日	必須	・脱退一時金相当額を他のDB、DC、企年連に移換可能な者の範囲を脱退一時金の受給要件のある加入者資格を喪失した者全員に拡大	・DB規約を変更 ・対象者への案内文書の改定	2~14
	移換申出可能期間の延長		2016年7月1日	必須	・移換申出可能期間の要件につき「移換先の加入者資格取得後3か月以内」を廃止し「移換元の資格喪失後1年以内」のみへ	・DB規約を変更 ・対象者への案内文書の改定	16~19
	DBからDCへ積立金を移換する場合の同意要件の緩和		2016年7月1日	同意取得時に必須	・DC非移換者の2分の1以上の同意を全体から各事業所へ ・DC非移換事業所の掛金が増加しない場合、当該事業所の加入者同意は不要	・DC非移換者の2分の1以上の同意を各事業所で判定	20~24
	ポータビリティの拡充	DB←DC	2018年5月1日	任意	・DCからDBへの移換が可能(※移換元DCを特定の企業型に限定することも可能)	・DB規約を変更 ・移換可能な加入者に、移換に関する必要事項を説明等	-
	実施事業所の減少の特例	DB	2016年7月1日	任意	・DB継続困難な事業所について、厚生労働大臣の承認・認可を得て、事業主及び労働組合等の同意なしに減少させることを可能とする特例を新設	・DB規約を変更 ・掛金納付を怠った理由についての弁明機会の付与等	-
	権利義務移転・承継に係る手続きの緩和	DB⇔DB	2016年7月1日	任意	・権利義務の移転・承継を行う加入者等の同意を得た場合には、厚生労働大臣の承認・認可なしに、当該同意を得た加入者等の権利義務の移転・承継が可能	・DB規約を変更 ・権利義務の移転・承継を行う加入者等の同意	-
	ポータビリティの拡充	DB・DC⇔中退共	2018年5月1日	任意	・合併等の場合、企業年金(DB・DC)と中退共の相互の資金移換が可能	・DB規約を変更 ・加入者の同意等	-

◆DBの中途脱退者の定義改正により、脱退一時金の受給要件のある方全員が、他のDB・DC・企年連に脱退一時金相当額を移換可能となりました

◆これに伴い、下記の対応が必要です

必須

- (1)DB規約の変更
- (2)対象者への案内文書(ポータビリティの説明)の改定
- (3)移換先に提出する書類(又は磁気媒体)の改定

(1)DB規約の変更

- ・規約に定める「中途脱退者の定義」が変更となるため、DB規約の変更が必要
- ・変更箇所は「中途脱退者の選択」、「中途脱退者への事業主の説明義務」の2カ所
- ・当該変更のみであれば、規約変更の届出不要(労働組合等の同意不要、基金型の場合は理事長専決可)

(2)対象者への案内文書(ポータビリティの説明文書)の改定

- ・年金通算措置事務取扱準則が改正され、説明対象者・説明内容を変更(7~8ページご参照)
- ・なお、施行日前1年間に加入者資格を喪失し、脱退一時金の全部の支給を繰下げている方にも同様の説明が必要

(3)移換先に提出する書類(又は磁気媒体)の改定

- ・他のDB又は企年連へ移換する場合、脱退一時金相当額の算定の基礎となる加入者期間の開始日と終了日を追加

○移換可能対象者の拡大（注1）

脱退一時金の受給要件のある加入者資格を喪失した者全員が、移換可能対象者です

改正後	改正前
加入者資格を喪失した者（規約に定める脱退一時金を受けるための要件を満たす場合に限る。）	加入者資格を喪失した者（老齢給付金の受給要件のうち支給開始要件以外を満たす者（注2）を除く。）で、加入者期間が政令で定める期間（注3）未満のもの

（注1）脱退一時金相当額の一部を移換することは不可

脱退一時金の支給の繰下期間中に脱退一時金相当額の移換を申し出た場合、移換元制度に繰下利率の設定があれば、脱退一時金相当額は繰下げ利息を付利した後の額

（注2）老齢給付金の受給要件には、①加入者期間要件と②支給開始要件の2つがあります。

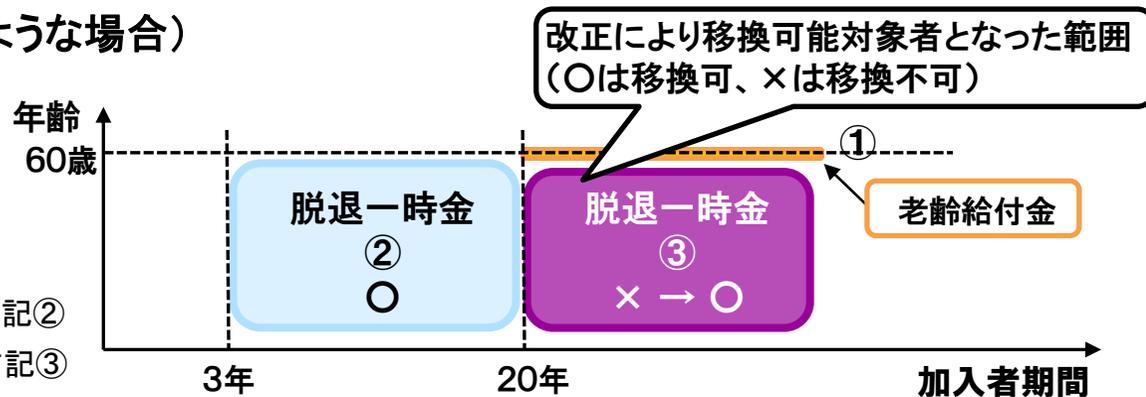
「老齢給付金の受給要件のうち支給開始要件以外を満たす者」とは、①の加入者期間要件のみを満たす者となりますので、以下では「老齢給付金の加入者期間要件のみを満たす者」といいます。

（注3）政令で定める期間は20年

○移換可能対象者拡大の例（支給要件が次のような場合）

【支給要件の例】

- ・老齢給付金の支給要件：
加入者期間20年以上で60歳・・・右記①
- ・脱退一時金の支給要件：
加入者期間3年以上20年未満の加入者資格喪失・・・右記②
加入者期間20年以上60歳未満の加入者資格喪失・・・右記③



(1)-1 法令改正に伴うDB規約変更例(規約型の例)

変更後

(中途脱退者の選択)

第〇〇条 本制度の事業主は、本制度の中途脱退者(本制度の加入者の資格を喪失した者であって、第26条に該当するものをいう。[ただし、次項以降においては、第28条の規定に基づき、脱退一時金の一部の支給を申し出た者を除く。]^(注4①)[以下同じ。]^(注4②))に対して、次のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該本制度の中途脱退者に係る脱退一時金の支給[若しくは支給の繰下げ]^(注2)又は脱退一時金相当額の移換をする。

一～四 (略)

[五 第28条の規定に基づき、脱退一時金の支給の繰下げを申し出ること。^(注2)]

2 前項第3号、第4号[又は第5号^(注5)]を選択した本制度の中途脱退者が、本制度の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に、脱退一時金を受給すること又は次条第1項、第62条第1項、第63条第1項若しくは第64条第1項の規定により脱退一時金相当額を移換することを申し出た場合には、前項の規定による選択にかかわらず、本制度の事業主は、当該申出に従い、脱退一時金の支給又は脱退一時金相当額の移換をする。

変更前

(中途脱退者の選択)

第〇〇条 本制度の事業主は、本制度の中途脱退者(本制度の加入者の資格を喪失した者であって、第26条^(注1)第1号に該当するものをいう。以下同じ。)が本制度の加入者の資格を喪失したときに、当該本制度の中途脱退者に、次のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該本制度の中途脱退者に係る脱退一時金の支給[若しくは支給の繰下げ]^(注2)又は脱退一時金相当額の移換をする。

一～四 (略)

[五 第28条^(注3)第1項の規定に基づき、脱退一時金の支給の繰下げを申し出ること。^(注2)]

2 前項第3号、第4号[又は第5号^(注5)]を選択した本制度の中途脱退者が、本制度の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に、脱退一時金を受給すること又は次条第1項、第62条^(注6)第1項、第63条^(注7)第1項若しくは第64条^(注8)第1項の規定により脱退一時金相当額を移換することを申し出た場合には、前項の規定による選択にかかわらず、本制度の事業主は、当該申出に従い、脱退一時金の支給又は脱退一時金相当額の移換をする。

(注1)脱退一時金の支給要件及び支給の方法を規定している条数

(注2)変更前はDB法第41条第2項第1号の脱退一時金の支給の繰下げを認めている場合、変更後は、変更前と同じ場合又はDB法第41条第2項第2号の脱退一時金を支給する旨を規約で定めている場合に必要

(注3)脱退一時金の支給の繰下げを規定している条数

(注4)脱退一時金相当額の一部を移換することはできないため、脱退一時金の一部を一時金選択できる場合には①が、選択できない場合には②が必要

(注5)第1項第5号を定めている場合に必要

(注6)厚年基金への脱退一時金相当額の移換を規定している条数

(注7)DCへの脱退一時金相当額の移換を規定している条数

(注8)企年連への脱退一時金相当額の移換を規定している条数

(1)-2 法令改正に伴うDB規約変更例(規約型の例)

変更後

(中途脱退者への事業主の説明義務)

第◇◇条 本制度の事業主は、本制度の中途脱退者に対して、第61条第1項、第62条第1項、第63条第1項又は前条第1項の規定による脱退一時金相当額の移換に関して、企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則(平成17年7月5日年企発第0705001号)第2に基づき、次の各号に定める事項を説明しなければならない。

- 一 移換申出期限
- 二 脱退一時金相当額及びその算定の基礎となった期間
- 三 資格喪失者の選択肢
- 四 連合会及び国民年金基金連合会の制度の概要等
- 五 退職に伴い資格を喪失した者が脱退一時金の受給を選択する場合の課税の取扱い

変更前

(中途脱退者への事業主の説明義務)

第◇◇条 本制度の事業主は、本制度の中途脱退者が本制度の加入者の資格を喪失したときは、第61条^(注)第1項、第62条第1項、第63条第1項又は前条第1項の規定による脱退一時金相当額の移換に関して、企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則(平成17年7月5日年企発第0705001号)第2に基づき、次の各号に定める事項を当該本制度の中途脱退者に説明しなければならない。

- 一 移換申出期限
- 二 脱退一時金相当額及びその算定の基礎となった期間
- 三 資格喪失者の選択肢
- 四 連合会及び国民年金基金連合会の制度の概要等
- 五 退職に伴い資格を喪失した者が脱退一時金の受給を選択する場合の課税の取扱い

(注)他のDBへの脱退一時金相当額の移換を規定している条数

- ◆脱退一時金相当額の移換可能対象者の拡大に伴い、年金通算措置事務取扱準則が改正され、説明対象者・説明内容が変更(追加)となります

必須

○ポータビリティの説明対象者

- ・施行日以降に、脱退一時金の受給要件のある方(全員)
- ・施行日前1年間に加入者資格を喪失し、脱退一時金の全部の支給を繰下げている方

○説明内容の追加事項(改定後の年金通算措置事務取扱準則別紙第2-1-(1)ご参考)

- 脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間
 - ・「開始日・終了日」
- 給付の選択肢
 - ・脱退一時金の繰下げ(繰下げが可能な場合)
 - ・資格喪失日から1年以内に老齢給付金の受給権を取得する場合は、その旨。
およびそれまでの間に脱退一時金の移換又は受給をしなければ老齢給付金を支給することとなる旨

対象者への案内文書(ポータビリティの説明) ひな形(1)

平成 年 月 日

脱退一時金の取扱いに関するご案内

〇〇〇〇〇企業年金 [△△△株式会社]

お名前	加入者番号	資格喪失日
		平成 年 月 日

あなたは、〇〇〇〇〇企業年金基金 [△△△株式会社確定給付企業年金] を中途脱退し、脱退一時金を受けるための要件を満たしました。

当該脱退一時金につきましては、現時点で、脱退一時金として支給を受けること、又は脱退一時金の支給の繰下げを申し出ること(脱退一時金の支給の繰下げ要件を満たす場合のみ)も可能ですが、その他に脱退一時金相当額を以下の他年金制度へ移換し、将来、他年金制度から給付金の全部又は一部として支給を受けることも可能です。

当案内は、その取扱いについてご説明したものです。いずれの取扱とするか、内容をご確認いただき添付の「脱退一時金相当額選択申出書」に記入のうえ〇月〇日までにお申し出ください。

■脱退一時金相当額を移換できる年金制度■

- ・ 企業年金連合会
- ・ 再就職先が実施する企業型確定拠出年金
- ・ 国民年金基金連合会が実施する個人型確定拠出年金 (注1)
- ・ 再就職先が実施する確定給付企業年金 (注2)
- ・ 再就職先が実施する厚生年金基金 (注2)

(注1) 再就職先で実施している企業型確定拠出年金の加入者となる場合には、その確定拠出年金の規約に個人型確定拠出年金に加入できる旨の規定がある場合に限りです。

(注2) 規約に脱退一時金相当額の移換を受ける旨が定められている場合に限りです。

■脱退一時金の取扱～他制度への移換など～について

1. 移換申出期限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生年金基金を除く他の企業年金等に脱退一時金相当額を移換する場合の申出期限は、資格喪失後1年を経過する日となります。厚生年金基金へ移換する場合の申出期限は、資格喪失後1年を経過する日または厚生年金基金の加入資格取得後3ヵ月を経過する日のいずれか早い日となります。 ・ 申出期限前に年金受給権を取得することとなる方は、年金受給権を取得する日までの間に「3.選択肢」の②～⑤の移換が行われなかった場合には、当基金(当社)より年金または一時金を受給することとなります。該当の方は、上記申出期限に関わらず年金受給権を取得する前に申し出ください。
2. 脱退一時金額およびその算定の基礎となった期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 脱退一時金額*****円 (うち本人拠出金相当額*****円) ・ 算定の基礎となった期間**ヵ月 (対象期間：***年**月**日～***年**月**日)
3. 選択肢 脱退一時金の取扱いにつきましては、次の(ア)～(エ)から選択することができます。 *選択肢(エ)は、脱退一時金の支給の繰下げ要件を満たす方のみ選択できます。	<p>(ア) 脱退一時金を受給する。</p> <p>(イ) 企業年金連合会へ脱退一時金相当額として移換する。</p> <p>(ウ) 資格喪失日から1年を経過する日までの間に、以下の①～⑤より選択を行う。</p> <p>(エ) 脱退一時金の支給を繰下げる。^(*) *なお(エ)を選択された方は、支給の繰下げが可能な間であればいつでも以下の①に選択肢を変更できます。 また、資格喪失日から1年を経過するまでの間に限り以下の②～⑤に、選択肢を変更できます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 脱退一時金として受給する。 ② 企業年金連合会へ通算企業年金の原資として脱退一時金相当額を移換する。 ③ 再就職先の企業が実施している企業型確定拠出年金へ脱退一時金相当額を移換する。 ④ 個人型確定拠出年金の加入者となって国民年金基金連合会へ脱退一時金相当額を移換する。 *ただし、再就職先で実施している企業型確定拠出年金の加入者となる場合には、その確定拠出年金の規約に個人型確定拠出年金に加入できる旨の規定がある場合に限りです。 ⑤ 再就職先の企業が実施している確定給付企業年金または厚生年金基金へ脱退一時金相当額を移換する。 *ただし、その厚生年金基金または確定給付企業年金の規約において、当基金(当社)から脱退一時金相当額の移換を受けられることができると規定されている場合に限りです。
4. 税務上の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 脱退一時金を受給された場合は、所得税法上の退職所得となり退職所得控除が適用されます。 ・ 脱退一時金相当額を厚生年金基金制度もしくは確定拠出年金制度へ移換する場合には本人拠出相当額の課税取扱が変更され給付時に課税されることとなります。
5. 企業年金連合会の制度概要、事務費及び連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業年金連合会作成のパンフレット「通算企業年金のおすすめ」、および企業年金連合会のホームページをご参照ください。 (http://www.pfa.or.jp/)
6. 国民年金基金連合会の制度概要、事務費及び連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人型確定拠出年金(iDeCo)のホームページをご参照ください。 (https://www.ideco-koushiki.jp/)

施行日1年内の資格喪失者用

平成 年 月 日

脱退一時金の取扱いに関するご案内

〇〇〇〇〇企業年金 [△△△株式会社]

お名前	加入者番号	資格喪失日
		平成 年 月 日

あなたは、〇〇〇〇〇企業年金基金 [△△△株式会社確定給付企業年金] を中途脱退し、脱退一時金の支給を繰下げることを選択されていますが、平成30年5月1日付で施行された企業年金等のポータビリティの拡充により、資格喪失から1年以内であれば他制度への移換(ポータビリティ)の申出が可能となりました。

これに伴い、脱退一時金の取扱いに関する本状をご案内申し上げますので、内容をご確認いただき、他制度への移換を希望される場合は、添付の「脱退一時金相当額選択申出書」にて、「イ. 企業年金連合会へ移換する」「ウ. 企業年金連合会以外の制度へ移換する」のいずれかを選択し、その他必要事項を記入のうえお申し出ください。

なお、移換申出により他制度へ移換される額は、次ページに記載の資格喪失時の脱退一時金額ではなく、移換申出による支給の繰下げ終了時における脱退一時金額となります。

また、このまま繰下げを継続する場合には、特段のお手続きは不要です。

■脱退一時金相当額を移換できる年金制度■

- ・ 企業年金連合会
- ・ 再就職先が実施する企業型確定拠出年金
- ・ 国民年金基金連合会が実施する個人型確定拠出年金 (注1)
- ・ 再就職先が実施する確定給付企業年金 (注2)
- ・ 再就職先が実施する厚生年金基金 (注2)

(注1) 再就職先で実施している企業型確定拠出年金の加入者となる場合には、その確定拠出年金の規約に個人型確定拠出年金に加入できる旨の規定がある場合に限り、

(注2) 規約に脱退一時金相当額の移換を受ける旨が定められている場合に限り、

■脱退一時金の取扱～他制度への移換など～について

1. 移換申出期限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生年金基金を除く他の企業年金等に脱退一時金相当額を移換する場合の申出期限は、資格喪失後1年を経過する日となります。 ・ 厚生年金基金へ移換する場合の申出期限は、資格喪失後1年を経過する日または厚生年金基金の加入資格取得後3ヵ月を経過する日のいずれか早い日となります。 ・ 申出期限前に年金受給権を取得することとなる方は、年金受給権を取得する日までの間に「3. 選択肢」に記載した移換が行われなかった場合には、当基金(当社)より年金または一時金を受給することとなります。該当の方は、上記申出期限にかかわらず年金受給権を取得する前に申し出ください。
2. 脱退一時金額およびその算定の基礎となった期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 脱退一時金額*****円 (うち本人拠出金相当額*****円) ・ 算定の基礎となった期間***ヵ月 (対象期間: **年**月**日～**年**月**日)
3. 選択肢 脱退一時金の取扱いにつきましては、右に記載した他制度への移換を選択することができますようになりました。 (注) 「脱退一時金を選択すること」も従前通り選択可能です。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業年金連合会へ通算企業年金の原資として脱退一時金相当額を移換する。 ・ 再就職先の企業が実施している企業型確定拠出年金へ脱退一時金相当額を移換する。 ・ 個人型確定拠出年金の加入者となって国民年金基金連合会へ脱退一時金相当額を移換する。 *ただし、再就職先で実施している企業型確定拠出年金の加入者となる場合には、その確定拠出年金の規約に個人型確定拠出年金に加入できる旨の規定がある場合に限り、 ・ 再就職先の企業が実施している確定給付企業年金または厚生年金基金へ脱退一時金相当額を移換する。 *ただし、その厚生年金基金または確定給付企業年金の規約において、当基金(当社)から脱退一時金相当額の移換を受けることができると規定されている場合に限り、
4. 税務上の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 脱退一時金を受給された場合は、所得税法上の退職所得となり退職所得控除が適用されます。 ・ 脱退一時金相当額を厚生年金基金制度もしくは確定拠出年金制度へ移換する場合には本人拠出相当額の課税取扱が変更され給付時に課税されることとなります。
5. 企業年金連合会の制度概要、事務費及び連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業年金連合会作成のパンフレット「通算企業年金のおすすめ」、および企業年金連合会のホームページをご参照ください。 (http://www.pfa.or.jp/)
6. 国民年金基金連合会の制度概要、事務費及び連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人型確定拠出年金(iDeCo)のホームページをご参照ください。 (https://www.ideco-koushiki.jp/)

法令改正後の中途脱退者向け脱退一時金選択申出書 ひな形

年 月 日 提出

御中

確定給付企業年金 脱退一時金相当額選択申出書

確定給付企業年金の脱退一時金相当額の取扱を、下記のとおり選択することを申し出ます。

加入者番号 _____ 資格喪失日 _____ 年 月 日

(フリガナ)
受給権者名 _____ 印 _____ 生年月日 _____ 年 月 日

(フリガナ) 〒 _____
住 所 _____ 都道 _____ 府県 _____ TEL (_____)

選択結果 (該当に○印をつけてください)	必要書類	留意事項
ア. 脱退一時金を受給する	給付金請求 (繰下申出) 書 兼裁定決議書	
イ. 企業年金連合会へ移換する	—	
ウ. 企業年金連合会以外の制度へ移換する	移換申出書	移換申出書は、転職先等からご自身で取り寄せてください。
エ. 脱退一時金の支給を繰下げる	給付金請求 (繰下申出) 書 兼裁定決議書	繰下げ要件を満たす方に限ります。 イ・ウへ変更される場合は、資格喪失日から1年以内に行なってください。
オ. 選択を保留する	—	繰下げ可能な場合は選択不可。 イ・ウの選択は、資格喪失日から1年以内に行なってください。

詳細は、別途お渡しする「脱退一時金の取扱いに関するご案内」をご参照ください。

【ご参考：再就職と選択肢の組み合わせ】

選択肢		脱退一時金の受給 (注1)	企業年金連合会へ移換 (注2)	再就職先の制度へ移換 (注3)	個人型確定拠出年金 (iDeCo) へ移換 (注4)
再就職する	厚生年金基金あり	受換規定あり ○	○	○ (注3)	○
		受換規定なし ○	○	×	○
	確定給付企業年金あり	受換規定あり ○	○	○ (注2)	○
		受換規定なし ○	○	×	○
	企業型確定拠出年金あり	○	○	○ (注2)	△ (注5)
	企業年金制度なし ○	○	—	○	
再就職しない		○	○	—	○

(注1) 繰下げることを選択した方は、支給の繰下げが可能な間であれば、いつでも脱退一時金の受給を選択することができます。

(注2) 「資格喪失日から起算して1年を経過する日」まで(※)に限り申し出ることができます。

(注3) 「資格喪失日から起算して1年を経過する日」または「再就職先制度の加入者の資格を取得した日から起算して3ヵ月を経過する日」のいずれか早い日まで(※)に限り申し出ることができます。移換申出書は中途脱退者が再就職先より取り寄せてください。

(注4) 「資格喪失日から起算して1年を経過する日」まで(※)に限り申し出ることができます。個人型確定拠出年金 (iDeCo) へ加入していることが前提です。移換申出書は国民年金基金連合会もしくは個人型確定拠出年金の運営管理機関より取り寄せてください。

(注5) 再就職先の企業型確定拠出年金の制度によっては移換できないことがあります。再就職先に移換可否をご確認ください。

*繰下げることを選択した方で、申出期限前に年金受給権を取得することになる方は、年金受給権を取得する前にお申し出ください。

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
DB法 第81条の2 （赤字が改正部分）	他のDBへの脱退一時金相当額の移換	
	改正後	改正前
	DBの中途脱退者（加入者資格を喪失した者（ <u>規約で定める脱退一時金を受けるための要件を満たす場合に限る。</u> ）をいう。以下同じ。）は、他のDBの加入者資格を取得した場合であって、脱退一時金相当額の移換を受ける旨が定められているときは、脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。	DBの中途脱退者（加入者資格を喪失した者（ <u>老齢給付金の受給権を有する者を除く。</u> ）であって、加入者期間が政令で定める期間に満たない者。以下同じ。）は、他のDBの加入者資格を取得した場合であって、脱退一時金相当額の移換を受ける旨が定められているときは、脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。
【参考】 第82条の3	DBからDCへの脱退一時金相当額の移換 DBの中途脱退者は、企業型DC加入者又は個人型DC加入者の資格を取得したときは、当該DBの事業主等に当該企業型DCの資産管理機関又は国基連への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。	
【参考】 第91条の19	中途脱退者に係る措置 DBの中途脱退者は、当該DBの事業主等に脱退一時金相当額の企年連への移換を申し出ることができる。	

（注）DB法第82条の3、第91条の19は、DB法第81条の2で定義された中途脱退者を引用しているため、条文の改正なしにDBからDC、企年連への脱退一時金相当額の移換可能対象者が拡大されます。

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
DB令 第49条の2	中途脱退者の加入者であった期間	
	改正後	改正前
	(条を削除)	<u>政令で定める加入者であった期間の計算方法はDB法第28条第1項に規定する加入者期間の例による。政令で定める期間は20年とする。</u>
第50条の2 (赤字が改正部分)	脱退一時金相当額の移換の申出	
	改正後	改正前
	DB法の規定による脱退一時金相当額の移換の申出は、中途脱退者（以下「中途脱退者」という。）が、移換元DBの加入者資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。	DB法の規定による脱退一時金相当額の移換の申出は、中途脱退者（ <u>老齢給付金の支給開始要件以外の要件を満たす者を除く。</u> 以下「中途脱退者」という。）が、移換元DBの加入者資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。
【参考】 第54条の6	企業型年金の資産管理機関等への脱退一時金相当額の移換の申出 第50条の2の規定は、DB法の規定による脱退一時金相当額の企業型DCの資産管理機関又は国基連への移換の申出について準用する。	
【参考】 第65条の17	企年連への脱退一時金相当額の移換の申出等 DB法の規定による脱退一時金相当額の移換の申出は、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者が当該DBの加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。	

(注)DB令第54条の6は、DB令第50条の2を準用し、DB令第65条の17は、DB令第50条の2で定義された中途脱退者を引用しているため、条文の改正なしにDBからDC、企年連への脱退一時金相当額の移換可能対象者が拡大されます。

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
DB規則 第89条の3 （赤字が改正部分）	脱退一時金相当額の他のDBへの移換の申出 改正後 DB法の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があったときは、当該申出を受けた事業主等は、当該中途脱退者に係る次に掲げる事項を記載した書類等を、移換先DBの事業主等に提出するものとする。 ②脱退一時金相当額、その算定の基礎となった期間、 <u>当該期間の開始日及び終了日</u>	改正前 DB法の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があったときは、当該申出を受けた事業主等は、当該中途脱退者に係る次に掲げる事項を記載した書類等を、移換先DBの事業主等に提出するものとする。 ②脱退一時金相当額、その算定の基礎となった期間
第104条の15 （赤字が改正部分）	脱退一時金相当額の企年連への移換の申出 改正後 DB法の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があったときは、当該申出を受けた事業主等は、当該中途脱退者に係る次に掲げる事項を記載した書類等を企年連に提出するものとする。 ②脱退一時金相当額、その算定の基礎となった期間、 <u>当該期間の開始日及び終了日</u>	改正前 DB法の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があったときは、当該申出を受けた事業主等は、当該中途脱退者に係る次に掲げる事項を記載した書類等を企年連に提出するものとする。 ②脱退一時金相当額、その算定の基礎となった期間
【参考】 第96条の3	脱退一時金相当額の確定拠出年金への移換の申出等 DB法の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があったときは、当該申出を受けた事業主等は、当該中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類等を、企業型記録関連運営管理機関等又は国基連に提出するものとする。 ②脱退一時金相当額、その算定の基礎となった期間の開始日及び終了日	

（注）脱退一時金相当額のDCへの移換の申出では、改正前で既に「②脱退一時金相当額、その算定の基礎となった期間の開始日及び終了日」となっています。

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
年金通算措置事務取扱準則別紙 第2-1-(1) (赤字が改正部分)	DBの資格喪失者に説明する事項 改正後 DBの資格喪失者(中途脱退者である場合に限る。)である場合 ②脱退一時金相当額及びその算定の基礎となった期間(DBから他のDB、DC、企年連に脱退一時金相当額を移換する場合は、算定基礎期間の開始日及び終了日を含む。) ③資格喪失者は、資格喪失日から1年以内は次の選択肢(再就職先の状況等により異なる)を有すること ・再就職先の厚年基金、DBへの脱退一時金相当額の移換(移換が可能な場合) ・再就職先のDCへの脱退一時金相当額の移換 ・企年連への脱退一時金相当額の移換 ・国基連への脱退一時金相当額の移換 ・脱退一時金の受給 ・脱退一時金の繰下げ(繰下げが可能な場合) ただし、資格喪失日から1年以内に老齢給付金の受給権を取得する場合は、その旨及びそれまでの間に脱退一時金の移換又は受給をしなければ老齢給付金を支給することとなる旨	改正前 DBの資格喪失者(中途脱退者である場合に限る。)である場合 ②脱退一時金相当額及びその算定の基礎となった期間 ③資格喪失者は、資格喪失日から1年以内は次の選択肢(再就職先の状況等により異なる)を有すること ・再就職先の厚年基金、DBへの脱退一時金相当額の移換(移換が可能な場合) ・再就職先のDCへの脱退一時金相当額の移換 ・企年連への脱退一時金相当額の移換 ・国基連への脱退一時金相当額の移換 ・脱退一時金の受給

施行法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
年金通算措置事務 取扱準則 別紙 第5-2 (赤字が改正部分)	(その他)の2 改正後 次に掲げる場合にあつては移換元制度から支給が行われること <u>(4)脱退一時金相当等の移換を終了しない間に、DBの中途脱退者が老齢給付金の受給権を取得した場合</u>	改正前 次に掲げる場合にあつては移換元制度から支給が行われること
別紙 第5-3	(その他)の3(新設) 平成30年5月1日(以下「施行日」という。)前1年間に資格喪失したDBの加入者であった者で、DBの脱退一時金(老齢給付金の加入者期間要件のみを満たす者に支給する脱退一時金に限る。)を繰下げている者は、施行日以後は新たにDBの中途脱退者となり、第2-1-(1)-③の選択肢を有することになる。この場合、該当者に第2-1-(1)に定める事項について説明すること。	
【参考】 別紙 第2-1-(1)の DBの中途脱退者 に関する部分の抜粋	(1)DBの資格喪失者(中途脱退者である場合に限る。)である場合 DBの事業主等は、以下の事項を資格喪失者に説明すること。 ①移換申出期限 ②脱退一時金相当額(本人拠出相当額を含む。)及びその算定の基礎となった期間(DBから他のDB、DC、企年連に脱退一時金相当額を移換する場合は、算定基礎期間の開始日及び終了日を含む。) ③資格喪失者は、資格喪失から1年以内は次の選択肢(再就職先の状況等により異なる)を有すること ・再就職先の厚年基金、DBへの脱退一時金相当額の移換(移換が可能な場合) ・再就職先のDC、企年連、国基連への脱退一時金相当額の移換 ・脱退一時金の受給 ・脱退一時金の繰下げ(繰下げが可能な場合)。ただし、資格喪失日から1年以内に老齢給付金の受給権を取得する場合は、その旨及びそれまでの間に脱退一時金の移換又は受給をしなければ老齢給付金を支給することとなる旨 ④企年連、国基連の制度の概要、手数料、連絡先 ⑤次の事項を規約に定めている場合は、その旨 速やかに又は資格喪失日から1年経過した時に、脱退一時金を受給、企年連に脱退一時金相当額を移換等 ⑥退職による資格喪失者が脱退一時金を受給した場合は、退職所得扱いとなり退職所得控除が適用されること等	

【補足資料】

平成28年7月1日施行分の振り返り

- ①移換申出可能期間の延長
- ②DBからDCへ積立金を移換する場合の同意要件の緩和

・DC法等の一部を改正する法律は、公布日（平成28年6月3日）以降、順次施行され、平成30年5月1日に全てが施行されました
・以下では、この法律の平成28年7月1日施行内容のうち、今回の詳細版に関連のある2点につき、ご参考までに補足します

◆移換申出可能期間の要件改正により、他のDB・DCに脱退一時金相当額を移換可能な期間が、移換元DBの加入者資格を喪失後1年以内に延長となりました

◆これに伴い、下記の対応が必要です

必須

(1)DB規約の変更 (2)対象者への案内文書(ポータビリティの説明)の改定

(1)DB規約の変更

- ・規約に定める「移換申出可能期間」が変更となるため、DB規約の変更が必要
- ・変更箇所は「他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換」、「確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換」の2カ所
- ・当該変更のみであれば、規約変更の届出不要(労働組合等の同意不要、基金型の場合は理事長専決可)

(2)対象者への案内文書(ポータビリティの説明文書)の改定

- ・年金通算措置事務取扱準則が改正され、移換申出可能期間の説明内容を変更

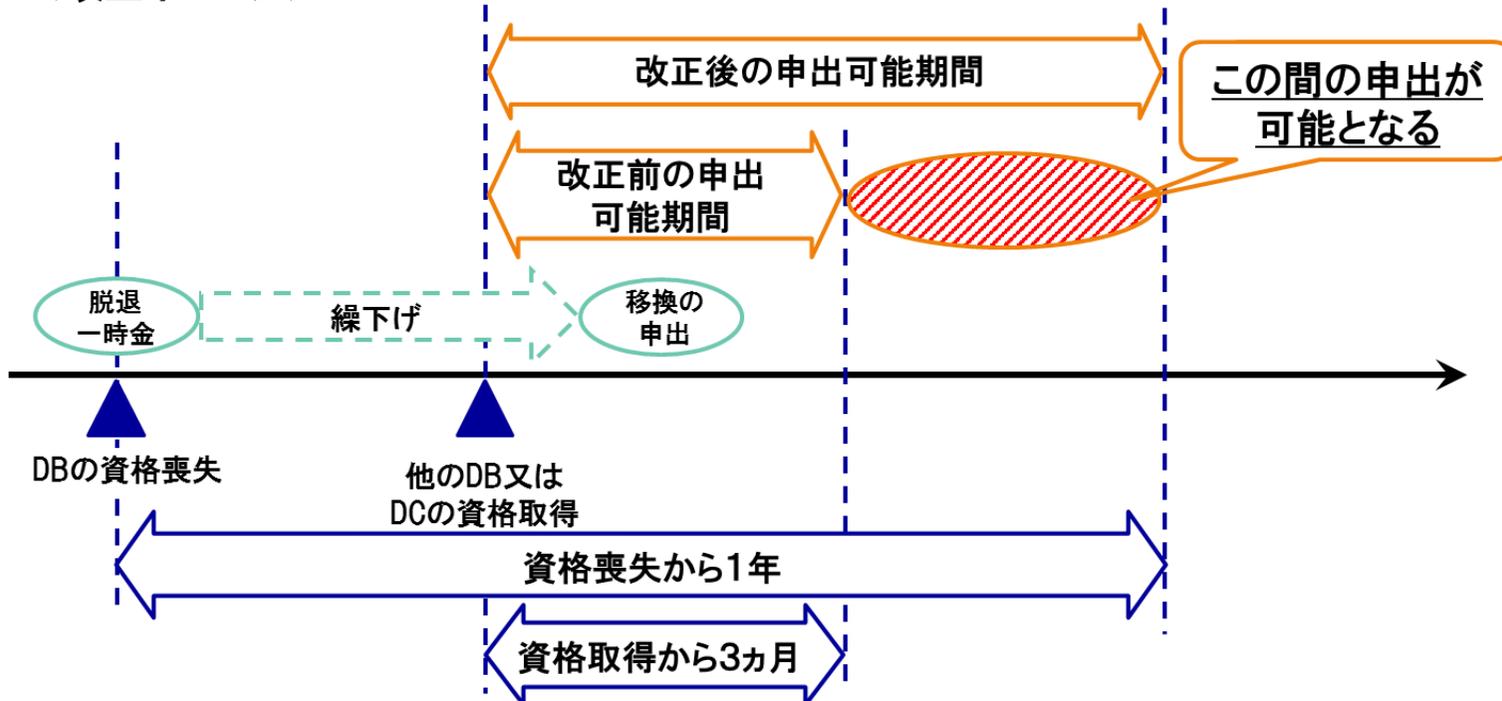
移換申出可能期間の延長

○移換申出可能期間の要件の改正

移換元DBの加入者資格喪失後1年以内であれば、脱退一時金相当額の移換が可能です

改正後	改正前
①移換元DBの加入者資格を喪失した日から起算して1年を経過する日 までに行うことができる	①移換元DBの加入者資格を喪失した日から起算して1年を経過する日 ②移換先DB又はDCの加入者資格を取得した日から起算して3ヵ月を経過する日 のいずれか早い日までに行うことができる

<改正イメージ>



法令改正に伴うDB規約変更例(規約型の例)

変更後

(他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換)

第〇〇条 1～2 (略)

3 第1項の申出は、本制度の中途脱退者が本制度の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

4～5 (略)

(確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換)

第△△条 1～2 (略)

3 第1項の申出は、本制度の中途脱退者が本制度の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

4～5 (略)

変更前

(他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換)

第〇〇条 1～2 (略)

3 第1項の申出は、本制度の中途脱退者が本制度の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日 又は移換先確定給付企業年金の加入者の資格を取得した日から起算して3カ月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

4～5 (略)

(確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換)

第△△条 1～2 (略)

3 第1項の申出は、本制度の中途脱退者が本制度の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日 又は当該企業型年金加入者若しくは個人型年金加入者の資格を取得した日から起算して3カ月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

4～5 (略)

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
<p>DB令 第50条の2</p> <p>(赤字が改正部分)</p>	<p>脱退一時金相当額の(他のDBへの)移換の申出</p> <p style="text-align: center;">改正後</p> <p>DB法の規定による脱退一時金相当額の移換の申出は、中途脱退者が、 移換元DBの加入者資格を喪失した日から起算して1年を経過する日</p> <p>までの間に限って行うことができる。</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>DB法の規定による脱退一時金相当額の移換の申出は、中途脱退者が、 移換元DBの加入者資格を喪失した日から起算して1年を経過する日</p> <p style="color: red;">又は移換先DBの加入者資格を取得した日から起算して3カ月を経過する日のいずれか早い日^(注1、2)</p> <p>までの間に限って行うことができる。</p>
<p>【参考】 第54条の6</p>	<p>企業型DCの資産管理機関等への脱退一時金相当額の移換の申出</p> <p>第50条の2の規定は、DB法の規定による脱退一時金相当額の企業型DCの資産管理機関又は国基連への移換の申出について準用する。</p>	
<p>承認認可通知 別紙1 3-11-(1)</p> <p>(赤字が改正部分)</p>	<p>他のDB、DC又は企年連への脱退一時金相当額の移換</p> <p style="text-align: center;">改正後</p> <p>移換の申出は、 加入者資格を喪失した日から起算して1年を経過する日</p> <p>までの間に限って行うことができるものであることを明記していること。</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>移換の申出は、 加入者資格を喪失した日から起算して1年を経過する日</p> <p style="color: red;">又は移換先の制度の加入者の資格を取得した日から起算して3カ月を経過する日のいずれか早い日^(注1、3)</p> <p>までの間に限って行うことができるものであることを明記していること。</p>

(注1) 企年連への脱退一時金相当額の移換の場合は、「制度の加入者の資格を取得する」という概念がありませんので、改正前から赤字の要件はありません。

(注2) DB令第54条の6は、DB令第50条の2を準用しているため、条文の改正なしに赤字の要件がなくなります。

(注3) 移換先が存続厚年基金の場合は、引き続き改正前の赤字の要件は残っています。

DBからDCへ積立金を移換する場合の同意要件の緩和

(平成28年7月1日施行)

◆DBの積立金の一部をDCへ移換する場合の同意要件が、緩和されました

- (1)「積立金を移換しない加入者の2分の1以上の同意要件」が“実施事業所全体”から“各実施事業所”へ緩和
- (2)DC非移換実施事業所の掛金が増加しない場合(注)、当該事業所の(積立金を移換しない)加入者の同意は不要に緩和

(注)「DC非移換実施事業所の掛金が増加しない場合」とは、下記のいずれかです

- (1)DC移換実施事業所が減少する場合(一部加入者の減少を含む)であって、他の事業所の掛金が増加しない場合(DC移換事業所の一括拋出分も含めて)
- (2)減少する積立金の額が減少する数理債務等の額以下の場合
- (3)DC移換実施事業所が、「減少する積立金の額－減少する数理債務等の額」に対して特別掛金を拋出することを規約で規定している場合

◆これに伴い、同意取得時には下記の対応が必要です

必須

- ・各実施事業所(DC非移換実施事業所の掛金が増加しない場合のDC非移換実施事業所を除く)で、積立金を移換しない加入者の2分の1以上の同意取得

※DBからDCへ積立金を移換する場合の同意要件の緩和での略号

- ・移換に係る加入者＝移換加入者
- ・加入者の全てが移換加入者となるべき者以外の者である実施事業所＝DC非移換実施事業所
- ・積立金をDCに移換する実施事業所＝DC移換実施事業所
- ・通知「確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて」(平成20年9月11日年発第0911001号)＝財政計算等に係る特例的扱い通知

DBからDCへ積立金を移換する場合の同意要件の緩和

○DBの積立金の一部をDCに移換する場合の加入者の同意要件の改正

同意取得は、各実施事業所で、積立金を移換しない加入者の2分の1以上、必要です
 （掛金非増加のDC非移換事業所では不要）

改正後	改正前
各実施事業所について①と 各実施事業所について② が必要 ①移換加入者となるべき者の2分の1以上の同意 ②移換加入者となるべき者以外の者の2分の1以上の同意。 ただし、DC非移換実施事業所の事業主の掛金が増加しない 場合には、当該実施事業所の加入者の同意は不要	各実施事業所について①と 実施事業所全体で ② が必要 ①移換加入者となるべき者の2分の1以上の同意 ②移換加入者となるべき者以外の者の2分の1以上の同意

※ DBの実施事業所がA、B、Cの3事業所で、A事業所のみが積立金の一部をDCに移換する場合の例

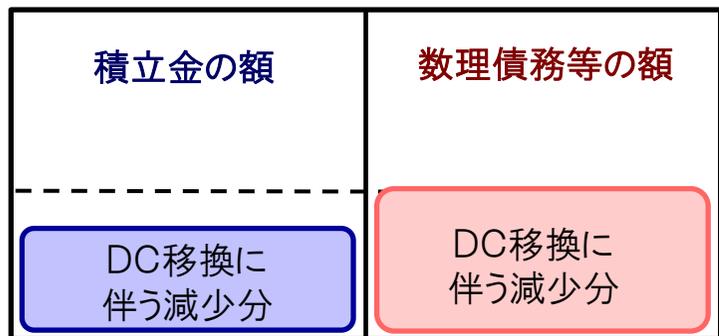
		改正後		改正前
		DC非移換実施事業所の事業主の掛金が増加しない場合	左記以外	
A事業所	移換加入者となるべき者	1/2以上の同意	1/2以上の同意	A～C事業所 全体で 1/2以上の同意
	移換加入者となるべき者以外の者	1/2以上の同意	1/2以上の同意	
B事業所	移換加入者となるべき者以外の者	同意不要	1/2以上の同意	
C事業所	移換加入者となるべき者以外の者	同意不要	1/2以上の同意	

DBからDCへ積立金を移換する場合の同意要件の緩和

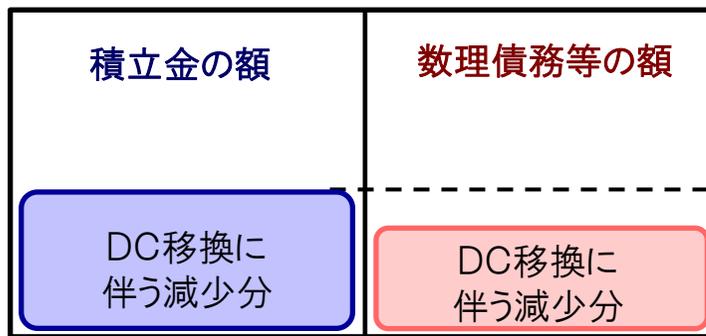
「DC非移換実施事業所の事業主の掛金が増加しない場合」とは、次の①～③のいずれかです

- ①DC移換実施事業所が減少する場合(一部加入者の減少を含む)であって、
 - ・他の実施事業所の事業主の掛金が増加しない場合
 - ・DC移換実施事業所の事業主が他の実施事業所の掛金が増加しないように一括拠出する場合
- ②DCへの積立金の移換に伴い減少する数理債務等の額が、当該移換に伴い減少する積立金の額を下回らない場合(注)
- ③DC移換実施事業所の事業主が、移換に伴い減少する積立金の額から当該移換に伴い減少する数理債務等の額を控除した額に対して、特別掛金として拠出することを規約で定めている場合

【上記②のイメージ図】



【上記③のイメージ図】



} この差額を特別掛金として拠出することを規約で定めている

(注) 移換に伴い減少する数理債務等の額

= DCに積立金を移換することに伴い減少する数理債務

－ 当該移換に伴い減少する特別掛金及び次回の財政再計算時の積立不足の見込額の償却用の特例掛金の収入現価

移換に伴い減少する積立金の額

= 移換前の積立金の額

－ DB法施行令第54条の4に規定する一括拠出額 (= DCに積立金を移換する際に積立金を基に算定した額が

DC移換相当額を下回る場合に、当該下回る額を一括拠出する額) を含めた移換後の積立金の額

= DC移換相当額 - DB法施行令第54条の4に規定する一括拠出額

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
DB法 第82条の2 （赤字が改正部分）	企業型DCを実施する場合における手続 改正後 企業型DCに積立金の一部を移換することを規約に定める場合には、以下の同意が必要。 ①DC移換実施事業所の全事業主の同意 ②各実施事業所の移換加入者となるべき者の1/2以上の同意 ③各実施事業所の移換加入者となるべき者以外の者の1/2以上の同意 <u>ただし、DC非移換実施事業所の事業主の掛金が増加しない場合は、DC非移換実施事業所については、加入者の同意は不要</u>	改正前 企業型DCに積立金の一部を移換することを規約に定める場合には、以下の同意が必要。 ①DC移換実施事業所の全事業主の同意 ②各実施事業所の移換加入者となるべき者の1/2以上の同意 ③ 移換加入者となるべき者以外の者の1/2以上の同意
DB規則 第96条の5	DC非移換実施事業所の事業主の掛金が増加しない場合（新設） DC非移換実施事業所の事業主の掛金が増加しない場合は、次のいずれかの場合 ①DC移換実施事業所が減少する場合（一部加入者の減少を含む）にあつては、次のいずれかに該当する場合 ・減少に伴い他の実施事業所の掛金が増加しない場合 ・減少に伴い他の実施事業所の掛金が増加するときは、増加相当額をDC移換実施事業所が一括拠出する場合 ②「移換に伴い減少する数理債務等の額 \geq 移換に伴い減少する積立金の額」の場合 ③「移換に伴い減少する積立金の額 $-$ 移換に伴い減少する数理債務等の額」を特別掛金としてDC移換実施事業所の事業主が拠出することを規約で定めている場合	

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
<p>承認認可通知別紙3 申請書類一覧 (申請にあたっての注意事項) (赤字が改正部分)</p>	DCへ資産を移換する場合において必要な同意を得たことを証する書類の注	
	<p style="text-align: center;">改正後</p> <p>規約変更の場合は、次の書類を添付すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ①DC実施事業所の事業主の全部の同意書 ②移換加入者となるべき者の1/2以上の同意書 ③加入者のうち移換加入者となるべき者以外の者の1/2以上の同意書 ④DC非移換実施事業所の移換加入者以外の者の同意を不要とする場合には、当該同意を不要とする理由(DB規則第96条の5の①～③のいずれに該当するかを含む。)を記載した書類 	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>規約変更の場合は、次の書類を添付すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ①DC実施事業所の事業主の全部の同意書 ②移換加入者となるべき者の1/2以上の同意書 ③加入者のうち移換加入者となるべき者以外の者の1/2以上の同意書
<p>財政計算等に係る特例的扱い通知 第3-1-(4)</p>	<p>過去勤務債務の額を、実施事業所ごとに配分する方法(追加)</p> <p>③DB法第82条の2第1項の規定に基づき積立金の一部を移換する事業主に対して、DB規則第96条の5第3号の規定に基づき、規約で定めるところにより、当該移換に伴い減少する積立金の額から減少する数理債務等の額を控除した額に相当する額を過去勤務債務の額として先に割り当てた上で、当該過去勤務債務の額を除く過去勤務債務の額について、①又は②により配分する方法</p>	

- ・本資料は、明治安田生命保険相互会社総合法人業務部団体年金コンサルティング室が情報提供資料として作成したものです。本資料は、情報提供のみを目的として作成したものであり、保険の販売その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・当社では、本資料の掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。
- ・本資料の著作権は明治安田生命保険相互会社に属し、その目的を問わず無断で複製、転載および譲渡することはご遠慮ください。
- ・本資料は作成日時点の情報をもとに作成しており、法令変更、金融情勢の変化等により、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。

明治安田生命保険相互会社 総合法人業務部 団体年金コンサルティング室

TEL : 03 - 3283 - 9094